

○富山市牛岳温泉健康センター条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第172号

改正 平成21年9月24日富山市規則第62号

平成25年3月29日富山市規則第50号

平成29年11月1日富山市規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市牛岳温泉健康センター条例（平成17年富山市条例第195号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 条例第3条第1項の規定により富山市牛岳温泉健康センター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、条例第2条の3に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）にその旨を申し出るものとし、指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市牛岳温泉健康センター使用券又は富山市牛岳温泉健康センター回数券を交付するものとする。

(使用の承認の取消し)

第3条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面でセンターの使用の承認を受けた者（第6条において「使用者」という。）に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第7条の規定による利用料金の減免の額は、市長が別に定める。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市牛岳温泉健康センター利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第8条第2号に該当するとき。 市長が別に定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、富山市牛岳温泉健康センター利用料金還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第6条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第7条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日富山市規則第62号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日富山市規則第50号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 1 1 月 1 日富山市規則第 6 4 号）

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。